

ロックハート城、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. 施設における取り組み

(1) 感染予防について	
1	感染対策については、適宜、所管課から適切な指示・指導を受ける。
2	新型コロナウイルス感染症に対する予防策（咳エチケット・手洗いの励行）に関するポスター等を掲示し、職員及び利用者への周知を図る。
3	人の密集、密閉空間、長時間の利用、対面での接触の機会をつくらない対策を行うこととし、ポスター等で周知を図る。
4	消毒箇所を減少させるため、出入り口は出来る限り一本化し、利用者への周知徹底を図る。可能であれば、事務室・管理棟から見える出入り口のみを開放する。また施設に入る前に石鹸・流水による手洗いの励行又はアルコール手指消毒薬の使用を周知し、必要物品を準備する。
5	飛沫感染を防ぐため、利用者等の人数は、使用するレストラン、ドレス体験ルーム等の収容定員の50%以内に抑えることとする。
6	施設に応じた感染症対策マニュアルを作成・掲示し、職員全員が内容を共有する。
(2) 施設の消毒・環境整備について（屋内施設）	
1	施設内の共用部分（水道の蛇口・ドアノブ・手すり・カウンター）については、利用者が頻繁に触れる場所を、2時間に1回程度、消毒液等で消毒する。
2	施設内のトイレについては、水道の蛇口・手すり・レバー・ドアノブ・ペーパーホルダー等、利用者が頻繁に触れる場所を、2時間に1回程度、消毒液等で消毒する。
3	事務室のテーブル・ドアノブ・電話等の共有部分で、職員が頻繁に触れる場所を2時間に1回程度、消毒液等で消毒する。
4	手洗い場・トイレに石鹸又は手指アルコール消毒液を整備し、利用者に石鹸と流水による手洗い、または、アルコールで手指消毒を励行するようポスター等で周知する。
5	感染症予防・発生時の対応のための物品を準備する。（使い捨て手袋・マスク・エプロン・拭きとり用の布又はペーパータオル、消毒液等、ビニール袋、専用バケツ等）
6	事務室や利用中の部屋等、人が在室している室内においては、窓を開放するか、または1時間に1回、5分程度、窓を開け換気を行う。
7	消毒や換気の作業確認チェックシート等を作成・掲示し、作業実施を定期的に確認する。 ※屋外施設においては、屋内施設の消毒方法に準じて実施することとし、原則、施設管理者が清掃を行う際に合わせて消毒作業を行う。
(3) 職員の健康管理について	
1	職員は、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる場合には、出勤しない。
2	職員は健康管理に留意する。（バランスの良い食事や睡眠・休息を十分にとり、家庭での感染対策も行う）
3	所属長は、「健康管理シート」を利用し、所属職員の体調管理に努める。体調が悪い職員については医療機関の受診を勧奨し、必要に応じて受診結果・治療内容を把握する。
(4) 感染症の疑いのある利用者の対応について	
1	感染症発症の疑いのある利用者を発見した場合には、速やかに所管課長へ報告し、指示を仰ぐ。
2	感染症発症の疑いのある利用者がある場合は、他の利用者と接触しないよう隔離しつつ、医療機関の受診勧奨や救急要請等に関し、所管課を含めて協議する。
3	感染症の疑いのある利用者が退館後、速やかに清掃・消毒等ができる体制を整える。
(5) その他	
1	感染者が当該施設の利用をしていた事が判明した場合、事業部長に報告し、事業部長は社長の指示を仰ぐ。

2. お客さまに対し求める取り組み

1	本部、窓口対応者は利用者、参加者及び観覧者の健康状態（体温、咳、だるさ、食欲の有無）を把握し、発熱者や体調の悪い方が入場しないよう対処すること。
2	飛沫感染を防ぐため、利用者等の人数は、屋内施設においては、収容定員の50%以内に抑えること。屋外施設においては、十分な間隔（できれば2メートル）を確保できる人数とすること。
3	換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより、定期的に外気の取り入れを行うこと。
4	適宜、参加者への手洗いや手指消毒等を励行すること。
5	咳エチケットを守り、参加者にマスクの着用を促すなど、各自感染予防に努めること。
6	大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないこと。
7	感染リスクを抑えるため、利用時間の短縮や人の密集、対面での接触の機会をつくらないよう配慮すること。

相談窓口	
群馬県コロナウィルス感染症コールセンター	
0570-082-820（9:00-21:00）	
027-223-1111（21:00-9:00）	

吾妻郡保健福祉事務所	
0279-75-3303（8:30-17:15）	